

令和5年度 第8回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年11月13日(月)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (27人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
	28番 石田澄夫君
	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (4人)

20番 土屋直人君	24番 勝又保明君
27番 杉山光利君	29番 滝口恵治君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
議案第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について  
議案第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第31号 農地法第3条の規定による決定許可申請書の決定について  
議案第32号 農地法第4条の規定による決定許可申請書の決定について  
議案第33号 農地法第5条の規定による決定許可申請書の決定について  
議案第34号 非農地証明申請書の決定について
- 7 その他
- 8 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

## 会議の概要

- 事務局長      ただ今から令和5年度第8回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長            --会長挨拶--
- 事務局長      ありがとうございました。  
                  本日の出席の報告ですが、議席番号20番 土屋直人委員 24番 勝又保明委員 27番 杉山光利 29番滝口恵治委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。  
                  会長よろしくお願いたします。
- 会長            これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いたします。
- 会長            日程3 議事録署名人の指名ですが、1番 勝又忠好委員、2番 杉山道洋委員よろしくお願します。
- 会長            日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長            日程5 農地法に関する報告事項に入ります。  
                  報第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局        議案書の1ページをお願いします。  
                  報第13号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年11月13日報告。今月の4条の届出は3件です。  
  
                  (番号1～3について内容の読み上げ)  
  
                  以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長            ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。  
  
                  (質問、意見等 なし)
- 会長            報告事項でございますので、ご了承お願いたします。

会長 続きます、報第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の2ページをお願いします。  
報第14号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年11月13日報告。今月の5条の届出は1件です。

(番号1についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程6 農地法に関する事項に入ります。  
議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをお願いします。  
議案第31号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年11月13日提出。今月の3条許可申請件数は8件です。  
整理番号1番及び2番につきましては、現在申請者の2人が共有名義で所有している農地について、その持分を交換するものです。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 1,894 m<sup>2</sup>

耕作管理を容易にするため、持分を交換するものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,225 m<sup>2</sup>

耕作管理を容易にするため、持分を交換するものです。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 2,968 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 2,133 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑 259 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号5について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号6（議案書の内容読み上げ）田 730 m<sup>2</sup>

譲渡人は後継者である譲受人に贈与するものです。

整理番号6について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号7（議案書の内容読み上げ）畑・田 74 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号7について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号8（議案書の内容読み上げ）田 291 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号8について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、番号1から5番について担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員

1番ですが、

調査日は令和5年11月3日です。双方の自宅に行って調査しました。譲受人は、譲渡人の妻の姉になります。

権利移転の内容については、申請地は現在譲渡人が主に耕作しており、名義が二人の共有になっております。基盤整備前は一か所の農地だったようですが、整備後に現状になったようです。今後の耕作管理を容易にするため持分を交換し個人名義としたく申請に及んだものです。

効率的利用につきましては、譲受人世帯が耕作を行い、必要に応じ譲渡人が農作業を手伝うとのことです。機械については、トラクター、田植機、コンバイン等を所有して

います。

耕作管理計画については、今までどおり水稻を作付けする予定です。

転貸し等はありません。

地域との調和については、支障はありません。

1 番については以上です。

2 番ですが、

調査日は令和 5 年 1 月 3 日です。双方の自宅に行って調査しました。譲渡人は、譲受人の妻の姉になります。

権利移転の内容については、申請地は現在譲受人が主に耕作しており、名義が二人の共有になっております。基盤整備前は一か所の農地だったようですが、整備後に現状になったようです。今後の耕作管理を容易にするため持分を交換し個人名義としく申請に及んだものです。

効率的利用につきましては、譲受人はトラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。譲受人夫婦と息子夫婦の 4 人で、今までどおり耕作するとのことです。

耕作管理計画については、今までどおり譲受人世帯が耕作を行う予定です。

転貸し等はありません。

地域との調和については、支障はありません。

2 番については以上です。

3 番から 5 番について説明いたします。

同一の譲受人が 3 か所の農地を買い受けるものです。

効率的利用については、譲受人は田植機、トラクター、コンバイン各 2 台、乾燥機 4 台、色彩選別機等を所有しており、多くの農家の作業を受託しています。また、基盤整備事業区域の担い手であり、認定農業者でもあります。

耕作管理計画については、水稻を作付けする予定です。

転貸し等はありません。

地域との調和につきましては、問題ありません。

3 番ですが、調査日は令和 5 年 1 月 3 日、譲受人は自宅で、譲渡人は不在のため母親に電話にて調査しました。本人が申請したもので内容に間違いありませんということです。

申請理由については、譲渡人は遠方のため耕作できず、今までは譲受人が申請地を借り受け耕作していましたが、この度買い受けたいということで申請に至りました。

4 番ですが、調査日は令和 5 年 1 月 3 日、譲受人は自宅で、譲渡人は電話で調査しました。

申請理由については、譲渡人は同じ地区に住んでいますが、トラクター等がありません。今までは譲受人が申請地を借り受け耕作していましたが、この度買い受けたいということで申請に至りました。

5番ですが、調査日は令和5年11月4日、譲受人は自宅で、譲渡人は電話で調査しました。

申請理由については、譲渡人は遠方に住んでいるため耕作できず、今までは譲受人が申請地を借り受け耕作していましたが、この度買い受けたいということで申請に至りました。

会長

続きまして、番号6について担当委員より調査結果の報告を求めます。

22番委員

調査日は令和5年11月4日です。譲渡人と譲受人とも現地で調査させていただきました。譲渡人と譲受人は親子で譲受人は長男ということでした。

申請については、本人が申請したものであり、内容には間違いはありません。

権利の設定、移転の内容につきましては、譲渡人による農業後継者である譲受人への生前贈与ということでした。

効率的利用につきましては、申請地は、これまでも農地として耕作されており、取得後も効率的に管理するという事です。取得する農地は自宅から200mほどの所で徒歩3分でした。農業従事者は譲受人と両親の3名で、譲受人は農業経験が30年以上あるということです。農機具の所有については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しているということです。

耕作管理計画については、取得後の農地については、今後も水稻を作付けするという事です。

転貸しについてはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、支障がないように耕作を行うということです。

以上です。

会長

続きまして、番号7については担当委員が欠席のため、事務局から代読報告をお願いいたします。

事務局

整理番号7について、代読させていただきます。

調査日は令和5年11月5日です。調査場所は自宅及び現地となります。

申請内容につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容につきましては、譲受人はかねてより農業規模拡大を希望しており、耕作管理が容易である自宅の隣地購入を希望したところ譲渡人様にご理解をいただき今回の申請となりました。譲受人と家族の営農意欲は旺盛で、十分な耕作管理をいたします。

効率的な利用につきましては、通作距離は自宅より5m以内で徒歩1分の所用時間であり、農業経験50年以上の譲受人がトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、茶刈機1台等を所有しており農業従事日数、年間150日以上作業を含めた2名で従事するという事です。

耕作管理計画につきましては、申請地にはお茶、水稻を作付けし、水利見廻り管理は、除草等を兼ねて作付け中は毎日行い、除草薬剤散布は必要に応じて機械を使用して行う

ということです。

転貸し等はしないということです。

地域との調和につきましては、水路清掃等共同作業には必ず出役し、隣接地の方々に迷惑をかけないように除草や害虫駆除を行い、また、共同作業や話し合いには必ず出席して地域の取り決めに遵守するという事です。

以上で報告を終わります。

会長

続きまして、番号8について担当委員より調査結果の報告を求めます。

31番委員

調査日は令和5年11月4日です。譲受人と譲渡人の体調が悪いため、譲渡人の長男の立ち合いのもと、現地で行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容は、譲受人は経営規模拡大のため、農地を探しており、高齢で耕作ができなくなった譲渡人から農地を買い受けるための申請です。

効率的な利用は、取得する農地は自宅から徒歩1分の所にあります。農作業従事者は、本人夫婦であり農業を意欲的に行っております。農機具については、田植機、トラクターを所有しています。現在耕作する農地は、水田・畑であり、新たに取得する農地はこれまで休耕地だったので、今後はとうもろこしを作付けする予定です。

耕作管理計画は、新たに取得する農地はとうもろこし畑として活用し、収穫した作物はJAに出荷するそうです。

転貸しについては、ありません。

地域との調和は、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。

以上で調査報告を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番委員

3、4、5番ですが、地域計画の見本となるような形であると思います。申請地については譲受人が一人で探したのか、それとも誰か間に入っているのですか。

12番委員

農協が間に入っているということです。

会長

土地改良後に所有者が亡くなり、相続された農地をこの度売買するとのことです。他にもこのような事例はあると思います。

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。



(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書6ページをお願いします。

議案第32号 次のとおり農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年11月13日提出。今月の4条許可申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 858 m<sup>2</sup>

転用内容は、駐車場17台です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員

調査日は令和5年11月3日です。調査場所は申請人宅で行いました。

本人が申請したものであり、内容には間違いがないということです。

申請人は以前から市内の事業者近隣の土地を貸しておりますが、その後当該事業者が事業を拡大し、介護タクシーを始めたということです。現在の事業敷地では駐車場が不足しているため、申請人は事業者からどこかに土地がないかと相談を受けていました。本申請地については長年休耕地であり、草刈等の管理も大変であったため、この度申請者が駐車場として整備し、当該事業者に貸し出すことで話がまとまり申請に至りました。

資金の関係ですが、確保されています。

他の権利者はないということです。

転用時期は、許可後着工し、来年4月より貸し出したいということです。

他法令の手続きは、特にありません。

転用面積については、17台の駐車場という規模から考えて適正であると思います。

周辺への影響はないと思われますが、有る場合は責任を持って対応するとのこと。

以上です。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第33号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年11月13日提出。今月の5条許可申請は6件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 299 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用賃借による専用住宅の建設です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 941 m<sup>2</sup>

転用内容は、売買による駐車場25台、駐輪場6台の設置です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 1,176.97 m<sup>2</sup>

転用内容は、売買による資材置場の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 7,191 m<sup>2</sup>

番号5との一体事業となります。

転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 畑 2,846 m<sup>2</sup>

番号4との一体事業となります。

転用内容は、売買による太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号4、5につきましては、本日許可相当と認められた場合、今月22日の県農業会

議主催の常設審議委員会へ上程する予定です。

番号6（議案書の内容読み上げ）畑 445㎡

転用内容は、売買による資材置場の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1について担当委員が欠席ですので、事務局から代読報告をお願いいたします。

事務局

事務局より代読させていただきます。

調査日は令和5年11月4日です。譲渡人と譲受人は親子関係になります。調査場所は自宅になります。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、農家分家としての申請であり、譲受人の家族は、現在市外に住んでおり、子供も生まれた為、自分の家を建築したく、譲渡人である父親の所有申請地を借り受け、住宅を建てる計画をしたため申請するものです。

資金につきましては、建築資金を満たす借入金を確認しております。

他の権利者の同意については、申請地に他の権利を有する者はありません。

転用時期につきましては、申請許可後すぐに着工します。

他法令ですが、調整区域のため、都市計画法の手続きを進めております。

転用面積につきましては、必要最小限の面積であり、適正です。

周辺への影響ですが、特に周辺農地の営農条件に支障を来たすおそれはありませんが、万が一発生した場合には責任を持って善処いたしますということです。

以上で代読となります。

会長

整理番号2番及び3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

はじめに2番の説明をします。

調査日は令和5年11月3日です。譲渡人はそれぞれ親族となります。調査場所は両方とも遠方のため電話で、私は現地に行って調査しました。代理人の行政書士の方に電話で話を聞きました。

申請行為については、譲受人、譲渡人共に、本人が申請したものであり内容に間違いありません。

転用理由は、譲渡人は仕事の都合により御殿場を離れ、現在県外に居住しておりますが、高齢となり土地の管理が出来ない状況となっており、土地を手放す計画で専門業者に相談したところ、近隣観光施設が駐車場を探しているとのことで、譲受人に土地を譲り貸駐車場として利用するものです。必要性は妥当と思われれます。

資金は、譲受人の自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意については、他の権利者の同意を得ています。

転用時期については、許可後、令和5年11月に着工予定とのこと。

他法令の手続きは、特にありません。

転用面積については、941㎡で事業目的から考えて適正であると思います。

周辺への影響、防犯対策は敷地外周にフェンスを設置し、事故防止するそうです。雨水は敷地内側溝を経由し最終柵より市道側溝へ排水する予定です。

以上です。

続いて3番の説明をします。

調査日は令和5年11月3日です。調査場所は電話、私が現地を確認しました。代理人の行政書士の方に電話で話を聞きました。

申請行為については、譲受人、譲渡人共に、本人が申請したものであり内容に間違いありません。

転用理由は、譲渡人は高齢となり土地を管理できないということで同じ不動産業者に相談したところ、地元建設業者が資材置場の土地を探しているとのこと、売買により資材置場に転用するものです。必要性は妥当だと思われます。

資金については、譲受人の自己資金で対応します。

他の権利者の同意については、他の権利者の同意を得ています。

転用時期は、許可後すぐに着工したいとのこと。

他法令の手続きは、特にありません。

転用面積は、面積は1,176.97㎡で事業目的から考えて適正であると思われます。

周辺への影響については、敷地内の新設側溝より最終柵に集水し北側の普通河川に排水する計画です。外周にフェンス等を設置し、事故防止に努めるそうです。

以上です。よろしく申し上げます。

会長

整理番号4番及び5番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

23番委員

4番ですが、調査日は令和5年11月10日です。譲受人の代理人、譲渡人の4名は個々に電話で調査しました。

申請行為については、申請人双方とも、本人が申請したものであり内容に間違いはありませんでした。

転用理由ですが、長年耕作放棄地の状態で、今後も耕作する予定が無いということでやむを得ないと判断します。

資金ですが、自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意は、特に問題はありませんでした。

転用時期については、許可後計画どおりに着工するとのことでした。

他法令ですが、令和4年に市土地利用対策委員会の承認が済んでおり、特に問題はないと考えます。3年ほど前に一期工事を行っており、その続きということでこの工事を実施する予定だそうです。

転用面積7,191㎡で事業目的から考えると適正だと考えます。

周辺への影響ですが、周辺には耕作地も無く、また除草剤使用も無いので問題は無い

と考えます。また、問題が発生したら責任を持って対応するとのことでした。また、一期工事の方の管理が悪い状態だったので草刈を年3回程度はやるようにしてほしいと話しました。

4番は以上です。

5番ですが、同工事のため同じです。調査日は令和5年11月10日です。譲渡人は遠方のため、電話にて実施しました。

申請行為については、申請人双方とも、申請行為については本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由、土地の所有者は兄妹で、遠方に住んでいるので、実際何十年も耕作をしていない状態でした。長年耕作放棄地の状態であり、今後も耕作する予定が無いということでやむを得ないと判断します。

資金は、自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意は、特に問題はありません。

転用時期については、許可後計画どおりに着工したいとのことでした。

他法令ですが、先ほどと同じく令和4年に市土地利用対策委員会の承認が済んでおり、特に問題はないと考えます。

転用面積2,846㎡で事業目的から考えると適正だと考えます。

周辺への影響ですが、周辺には耕作地も無く、また除草剤使用も無いので問題は無いと考えます。また、問題が発生したら責任を持って対応するとのことでした。

以上です。

会長

整理番号6番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

13番委員

調査日は令和5年11月11日です。譲受人と譲渡人と現地で行いました。

申請関係ですが、本人が申請したものであり、内容に間違い無いということでありました。

転用理由でございますが、譲受人は事業の効率化を図り、さらなる事業拡張もしたく当該地区に資材置場を探していたところ、譲渡人より管理が出来ない土地があるため譲渡したいと話しがあり、双方で話し合いの結果申請地を譲り渡すことになりました。このような理由のため、必要性がありやむを得ないと判断します。

資金につきましては、土地購入費、土地整備費は自己資金で対応するということがあります。

他の権利設定はありません。

転用時期は、許可後、整地を着工したいとのことでした。

他の法令はありません。

転用面積ですが、事業目的から考えて適正であると判断します。

周辺への影響でございますが、近くには民家があり、周辺の土地への被害が出ないように留意しますが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応するとのことでした。

以上でございます。よろしく申し上げます。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 一つ確認したいことがあります。県の常設審議委員会に諮る場合、盛土の関係と排水の関係を聞かれます。その辺は確認されていますでしょうか。

事務局 盛土の関係は、県の盛土対策課に協議していきまして、盛土条例の対象外という話を伺っています。排水に関しては、市土地利用対策委員会にかかっており、申請地の外側に排水側溝を作って、調整池を介して普通河川に放流する計画となっているので、問題ないと考えられます。

会長 ありがとうございます。

もう一点ですが、番号6について、不動産会社が資材を置くことはあまりないと思いますが、資材を置く人は確認されていますか。

事務局 不動産会社が譲受人になっていますが、不動産会社自身がアパート等を建てて、事業として経営しています。それらのアパートを建てる際の資材置場として利用するという事なので、譲受人自身が申請地を利用する計画となっています。配置図も添付されていますので、特に問題はないかと考えています。

会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第34号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第34号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。  
令和5年11月13日提出。今月の非農地証明申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑 現況 山林 37㎡

こちらは、周辺が山林に囲まれた一角で、現地確認及び平成25年の航空写真でも確

認し、非農地証明の要件である植林後 10 年以上経過し山林としての樹観が認められ、将来山林としての維持管理が見込まれるものに当てはまります。

番号 2（議案書の内容読み上げ）登記地目 畑 現況 山林 2.82 m<sup>2</sup>

こちらも同様、周辺が山林に囲まれた一角で、現地確認及び平成 25 年の航空写真でも確認し、非農地証明の要件である植林後 10 年以上経過し山林としての樹観が認められ、将来山林としての維持管理が見込まれるものに当てはまります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号 1 番及び 2 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 番委員

はじめに 1 番を説明します。

調査日は令和 5 年 1 月 4 日です。調査場所は 3 人が遠方のため電話し、私が現地に行きました。

申請行為について、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

現況の様子は、周辺の山林と同じように山林になっています。

転用の経緯は、農業の手間不足のため、周辺の山林に合わせて昭和 55 年頃に植林したとのことで、転用から 10 年以上経過していることとなります。

所定の手続きをしなかった理由は、農地法の理解不足で転用手続きをしなかったとのことです。

農地への回復は、周辺も山林として管理されており申請地だけ農地として復元するのは困難と思われます。

農業生産力の高さは、面積 37 m<sup>2</sup> と狭く、農業生産力が高い農地ではありません。

他法令、他法令には抵触しておりません。

以上です。

続いて、2 番になります。

調査日は令和 5 年 1 月 4 日です。調査場所は自宅及び現地で行いました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容には間違いはありません。

現地の様子は、周辺と同じように山林になっています。

転用の経緯は、農業の手間不足のため周辺の山林に合わせて、昭和 55 年ごろ植林したことなどで、転用から 10 年以上経過していることとなります。

所定の手続きをしなかった理由ですが、農地法に無知な為、手続きをしなかったとのことです。

農地への復元、周辺も山林として管理されており申請地だけ農地として復元するのは困難と思われます。

農業生産力の高さは、面積は 2.82 m<sup>2</sup> と狭く農業生産が高い農地ではありません。

他法令、他法令には抵触しておりません。

以上です。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 駿東地区農業委員会協議会視察研修会について
2. 令和5年度東部地区農地利用最適化推進研修会について
3. 地域計画座談会について
4. 先進地活動事例（新潟県阿賀野市農業委員会の集落話合いのコーディネートの取組み）の紹介
5. 農業会議情報のご案内
6. 次回総会 12月12日（火）午後2時00分  
御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長

以上で総会を閉会します。長時間にわたりありがとうございました。

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

1 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人

2 番

\_\_\_\_\_